

新型コロナウイルス感染症対策として、生活福祉資金の特例貸付を開始

～3月23日(月)から、各市町村社会福祉協議会で受付を開始します～

- 福岡県社会福祉協議会では、低所得者世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対して生活費等の必要な資金の貸付を行う「生活福祉資金貸付制度」に基づき、貸付を実施しています。
- 今回の新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた「緊急小口資金」及び「総合支援資金（生活支援費）」の特例貸付の受付を、3月23日(月)から開始します。
- 当該貸付の実施主体は福岡県社会福祉協会、受付窓口は各市町村社会福祉協議会となります。

[特例貸付の内容]

※貸付には審査があります。

(※下線部は従来の要件を緩和したもの)

【緊急小口資金：一時的な資金が必要な方[主に休業された方]】

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</u>
貸付上限	10万円以内	<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方については20万円以内</u>
据置期間	2月以内	<u>1年以内</u>
償還期限	12月以内	<u>2年以内</u>
貸付利子	無利子	無利子

【総合支援資金(生活支援費):生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等]】

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間:原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

注 総合支援資金(生活支援費)については、原則、生活困窮者に対する相談窓口による継続的な支援を受けることが要件